

# アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成 25 年 7 月 25 日

練馬区（東京都）

## 1 提案の概要

練馬区役所庁舎内に、生活保護、児童扶養手当、住宅支援給付の各受給者、および生活保護の相談・申請段階にある者等、生活困窮者を対象としたハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所とハローワークが連携しながら、ワンストップ型の一体的な就労支援事業を実施する。

## 2 提案理由

練馬区では平成 16 年度から就労支援専門員を配置し、生活保護受給者の就労による経済的自立を助長する取組みを進めてきた。また、平成 17 年度からハローワーク池袋と連携して、生活保護、児童扶養手当、住宅手当の各受給者に対する就労支援事業を行ってきた。平成 24 年 8 月からは、生活保護受給者を対象としたハローワークによる定期的な巡回相談事業（4 福祉事務所で月 1 回ずつ実施）も開始し、就労支援を強化してきたところである。

しかしながら、平成 20 年秋以降の生活保護受給者数の増加傾向は依然として続いており、練馬区においては、平成 20 年 8 月の受給者数は 12,388 人、保護率は 17.6%であったものが、平成 25 年 3 月現在ではそれぞれ 17,115 人、24.1%となっている。また、稼働能力を有するとみられる生活保護受給世帯の「その他の世帯」数も大幅に増加し、平成 20 年 8 月には 1,158 世帯（全受給世帯に対して占める割合 13.3%）であったものが、平成 25 年 3 月現在では 2,349 世帯（同 18.9%）となっており、生活保護受給者への就労自立の支援強化は喫緊の課題となっている。さらには、生活保護等の受給者に加え、生活保護の相談・申請段階にある者等をも含め広く生活困窮者を対象として、より早期の段階で就労支援を強化することも重要な課題である。

今後もハローワークと地方自治体とが一体となり、支援対象者に対して早期にきめ細やかな就労支援を実施していくことは、きわめて効果的な自立支援の手法となるものと考えられる。このような就労支援をしていくうえで、区役所内へのハローワークの常設窓口の開設は、利用者にとっても、より身近な窓口で職業相談・職業紹介等を受けられる利便性を感じていただけるものと考えられ、支援規模の拡大につながるものとして、大いに期待をしているところである。

### 3 提案内容

#### (1) 実施方法

練馬区と東京労働局・ハローワーク池袋（池袋公共職業安定所）は、本事業に係る実施内容、実施体制、連携方法等について協定を締結し、これに基づき事業を実施する。また、本事業の運営、評価等について必要な事項を定期的に協議することを目的として、運営協議会を設置する。

#### (2) 実施場所

練馬区役所庁舎内（練馬総合福祉事務所近接スペース）

#### (3) 支援対象者

平成25年度から実施している「生活保護受給者等就労自立促進事業」において支援対象者としている生活困窮者（生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者、および生活保護の相談・申請段階にある者等）

#### (4) 実施内容

- ① 就職支援ナビゲーターによる職業相談・職業紹介
- ② 求人情報提供端末（タッチパネル式自己検索機）の利用による求人情報の提供
- ③ 就労意欲を高めるための職業準備プログラムによる支援の相談・紹介
- ④ 職業能力の開発および向上等のための就労支援プログラムによる支援の相談・紹介
- ⑤ 就労後一定期間を経た者に対するフォローアップ（職場定着指導等）

### 4 実施に係る必要経費

#### (1) 人件費

就職支援ナビゲーター2名配置分

#### (2) ハローワークシステム経費

##### ① システム調達費

(ア) 職員端末（本体+ディスプレイ） 2台

窓口OCR 1台

窓口小型プリンタ 1台

(イ) 求人情報提供端末（本体+ディスプレイ+プリンタ） 2台

(ウ) タワー型サーバ（サーバ）+タワー型サーバ（UPS） 1台

(エ) メインラック（ラックC） 1台

##### ② システム導入費およびシステム設置費

##### ③ システム保守費

##### ④ 通信回線（光回線）設置工事費

##### ⑤ 通信回線（光回線）使用費

(3) 備品購入費

- ① 机 2 台および椅子 4 脚 (職業相談・職業紹介用)
- ② 求人情報提供端末の置き台 2 台および椅子 2 脚
- ③ キャビネット 必要数
- ④ 電話機 必要数
- ⑤ コピー機 (FAX 機能付き) 1 台
- ⑥ プライバシー保護用のパーテーション 必要数

(4) 消耗品等購入費

- ① 用紙購入費 必要数
- ② プリンタトナー購入費 必要数
- ③ その他事務用品購入費 必要数

(5) その他の経費

- ① 電気代
- ② 電話・通信代

※上記の(1)~(4)の経費については、国の負担をお願いしたい。(5)の経費については、練馬区の負担とする。

5 実施時期

平成 25 年 12 月 (予定)